

入札説明書

奈良県女性センターが委託する下記清掃及び警備業務委託に係る一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとします。

第1 公告日 令和5年2月28日（火）

第2 競争入札に付する事項

(1) 委託業務名

令和5年度奈良県女性センター清掃及び警備業務委託

(2) 委託業務履行場所

奈良市東向南町6番地 奈良県女性センター

(3) 委託契約期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

第3 競争入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる(1)から(10)のすべてに該当する者がこの入札に参加することができます。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年5月政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年12月法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされている更生事件（以下「旧更生事件」という。）にかかる同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。）第30条に規定する更生手続開始の申立てを含む。）をしていない者又は申立てをなされていない者であること。但し、同法に基づく更生手続開始の決定（旧更生事件にかかる旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをされなかった者とみなします。
- (3) 平成12年3月31日以前に民事再生法（平成11年12月法律第225号）附則第2条の規定による廃止前の和議法（大正11年4月法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- (4) 平成12年4月1日以後に民事再生法第21条に規定する再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。但し、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可を受けていない者については、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなします。
- (5) 奈良県における「物品等に係る競争入札の参加資格等に関する規程」（平成7年12月奈良県公示第425号）に基づく競争入札資格者名簿に登録されていてかつ次の条件を満たしていること。

- ア 営業種目コードQ1（建物管理）が主業種として登録されており、かつ、小分類として①床清掃、②ガラス清掃、⑩警備・受付等の3分類がすべて登録されている者。
- イ 本社、支社、営業所等のいずれかの所在地が奈良県内で登録されている者。
- (6) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年4月法律第20号。以下「ビル管理法」という。）第12条の2に規定する登録において、建築物清掃業として、奈良県知事の登録を受けている者であること。なお、建築物清掃業に代えて建築物環境衛生総合管理業の登録でも可である。前記についても奈良県知事登録を受けているものに限る。
- (7) 警備業法（昭和47年法律第117号）第4条の規定による都道府県公安委員会の認定を受けている者であること。ただし、奈良県公安委員会以外の認定を受けている場合は、同法第9条の規定による届出書を奈良県公安委員会に提出している者であること。
- (8) 直近の3年間（令和2年4月1日以降の期間。令和5年3月31日までの未履行期間も履行実績に含む。）において、清掃業務委託契約についてはア及びイの条件、警備業務委託契約についてはア及びウの条件を満たす建築物に係る連続する12か月以上の履行実績がある者であること。
- ア 奈良県内に所在し、階数が4階以上で延べ床面積1,000㎡以上の建築物。
- イ 1年につき230日以上の子清掃業務を委託する建築物
- ウ 1年につき66日以上及び一日につき4時間以上の警備業務（警備業法第2条第1項1号の施設警備で機械警備を除くもの。）
- なお、清掃業務及び警備業務の履行実績は、それぞれの条件を満たしていれば、異なる施設の契約でも可とする。
- (9) 奈良県の県税に滞納がないこと。
- (10) 奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止の措置期間中でない者。
- (11) 奈良県暴力団排除条例（平成23年3月奈良県条例第35号）に該当しない者。

第4 競争入札参加資格の確認

競争入札参加者は、次に掲げる競争入札参加資格確認書類を下記（1）の期間中に提出し、事前に競争入札参加資格があることの確認を受けなければなりません。また、入札参加者は、入開札日の前日までの間において、奈良県女性センターから提出書類等に関し説明を求められた場合は、それに応じなければなりません。

なお、競争入札参加資格のない者は本入札に参加することはできません。

- (1) 提出期日 公告日から同年3月9日（木）まで。
- 持参の場合は各日とも午前9時30分から午後4時30分まで（但し、日曜日及び月曜日、祝日を除く）。郵送の場合は提出期間中に必着とします。
- （提出書類に対する確認において書類の再提出を指示された場合は、調整期日までに再提出を行ってください。）
- (2) 調整期日 令和5年3月14日（火）正午まで。（但し、日曜日及び月曜日、祝日を

除く)

(3) 提出場所 第6(1)に示す場所

(4) 提出部数 各1部

(5) 提出方法 持参もしくは郵送

(6) 競争入札参加資格確認書類

ア 競争入札参加資格確認申請書兼誓約書(別紙様式1)

イ 第3(5)に掲げる競争入札参加資格審査結果通知書の写し

ウ 第3(6)を確認できる証明書の写し

エ 第3(7)を確認出来る奈良県公安委員会の認定書の写し又は、奈良県公安委員会以外の警備業の認定書及び奈良県公安委員会への届出書の写し

オ 第3(8)を確認できる履行証明書(別紙様式2)

なお、履行証明書に代えて履行物件の契約書(写し可)でも可能です。ただし、清掃業務については、履行物件の所在地、階数、延べ床面積及び1年につき230日以上の子掃業務委託であることが記載された資料(写し可)、また、警備業務については、履行物件の所在地、階数、延べ床面積及び1年につき66日以上かつ一日につき4時間以上の警備(警備業法第2条第1項1号の施設警備で機械警備を除くもの。)であることが記載された資料(写し可)を必ず添付してください。

カ 第3(9)を確認できる納税証明書(発行後3ヶ月以内のもの、写し可)

キ 第11にかかる入札保証金の免除を希望する場合は、入札(契約)保証金免除申請書(別紙様式3)及び添付書類

(7) 競争入札参加資格及び入札保証金免除の可否を、令和5年3月15日(水)午後5時までにFAXにて通知します。

(8) その他

ア 提出書類の作成に係る費用は、申請者の負担とします。

イ 提出された書類は、入札資格の確認に使用する以外は無断で他の資料として使用しません。

ウ 提出された書類は返却しません。

第5 委託業務の仕様

別添仕様書及び契約書(案)のとおりとします。

第6 入札説明会について

入札説明会は開催しません。入札説明書、仕様書等交付書類に関して質問がある場合には、必ず事前に電話連絡のうえ、別紙「質問書(FAXによる質問用紙)」により、FAXにて提出してください。電話連絡がない場合、FAXが不達であったとしても、奈良県女性センターは一切の責任を負いません。

(1) 質問の提出期限及び場所

ア 提出期限 令和5年3月3日(金)午後5時までの日曜日及び月曜日、祝日

を除く午前9時30分から午後5時まで
この期間以外での質問は一切受け付けません。

イ 提出先 〒630-8216 奈良市東向南町6番地
奈良県女性センター 企画運営係
電話 0742-27-2300
FAX 0742-22-6729

- (2) 質問受領後、内容について疑義照会を行う場合があります。令和5年3月3日(金)午後5時までに疑義照会に対する回答がない場合は、その質問に対し、回答を行いません。
- (3) 質問者には、当該質問に対し令和5年3月7日(火)午後5時までにFAXにより回答します。なお、回答内容に関する再質問は一切受け付けません。

第7 入札及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨

- (1) 使用言語 日本語とします。
(2) 通貨 日本国通貨とします。

第8 入札の日時及び場所

- (1) 日時 令和5年3月22日(水) 午前11時00分
(2) 場所 奈良市東向南町6番地 奈良県女性センター 3階 講座室

入札に参加する場合は、競争入札参加通知書及び入札(契約)保証金免除確認通知書または入札保証金の納付書兼領収証書を当日持参し提示してください。

第9 入札書の提出方法

入札書は、入札日時に入札箱に投入してください。その際、封筒に入れ封緘し、かつ、封書の表に法人の名称又は商号を表示のうえ、「入札書在中」及び「令和5年度奈良県女性センター清掃及び警備業務委託」と記載してください

第10 入札書の作成方法等

- (1) 入札書は日本語で記載し、金額については日本国通貨(アラビア数字で表記すること。)とします。
- (2) 入札書は奈良県女性センター所定の様式(別紙様式4)によることとします。
- (3) 入札書の記載にあたっては、下記の点に注意してください。
- ア 入札者氏名及び押印は、法人の名称又は商号及び代表者の氏名とし、又印章にあつては奈良県(会計局総務課調達契約係)に届出済みのものとします。
- イ 代理人が入札する場合は、入札者の氏名及び当該代理人の氏名を記載して押印しておくとともに、委任状(別紙様式5)を持参のうえ、入札前に提出してください。
- ウ 入札書に記載する金額は、別添仕様書に記載する清掃及び警備業務委託に要する一切の諸経費を含めた年額(消費税を除く12ヶ月分)を記入してください。

- (4) 入札参加者は、入札書の記載事項を訂正した場合は、当該訂正部分について入札書に押印したものと同一印を押印しておかなければなりません。但し、入札書記載の価格を加除訂正することはできません。
- (5) 入札参加者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることはできません。
- (6) 入札参加者が相連合し、又は不穏な挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めるときは、当該入札を延期し、又はこれを廃止する場合があります。
- (7) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格としますので、競争入札に参加しようとする者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。記載した金額を提出前に変更するとき、新しい入札書を使用してください。
- (8) 入札執行回数は、2回を限度とします。

第11 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

- ① 当該入札に参加する者は、下記(3)により減免をされた場合を除き、開札の前までに、契約をしようとする金額（入札者の見積もった契約金額）の100分の5以上の入札保証金を納付すること。

② 入札保証金の額

入札者が見積もる入札金額×110/100の金額の100分の5以上が必要です。

（例）入札書に、5,000,000円と記入する場合

入札者が見積もる契約金額：5,500,000円＝5,000,000円×110/100

入札保証金額：275,000円＝5,500,000×5/100

③ 納付期限及び方法

ア 令和5年3月17日（金）午後2時までに納付してください。

イ 金額等を確認した上で、入札保証金の納付書兼領収証書を交付します。

- ④ 入札保証金を納付したものは、入札の受付にて入札保証金の納付書兼領収証書を入札執行職員に提示すること。

⑤ 入札保証金等の還付

入札保証金は、開札終了後、落札者以外の方については、入札（契約）保証金返還請求書兼口座振替依頼書（別紙様式6）を提出していただき、後日還付します。

- ⑥ 代理人が保証金の納付、還付請求、還付を受けるときは、委任状を添えて手続きを行うこと。

(2) 契約保証金

- ① 落札した者は、下記(3)により減免された場合を除き、契約締結と同時に、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付すること。

なお、納付済みの入札保証金は、契約保証金に充当いたします。

② 契約保証金は、契約の履行を確認した後、入札（契約）保証金返還請求書兼口座振替依頼書（別紙様式6）を提出していただき、還付します。

(3) 入札保証金、契約保証金の減免

① 保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、当該保険契約の証書を提出することにより、入札保証金が免除されます。

② 過去2年間において、国及び地方公共団体等と種類及び規模を同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行している実績がある場合は、入札（契約）保証金免除申請書（別紙様式3）を提出することにより、入札（契約）保証金が免除される場合があります。

ア 入札（契約）保証金免除申請書の提出期限

令和5年3月9日（木）午後4時30分

イ 申請書の審査結果は、令和5年3月15日（水）までに、入札（契約）保証金免除確認通知書により通知します。

第12 開札

開札は、入札執行後直ちに入札に参加する者又はその代理人が必ず出席（1社1名）して行うものとします。この場合において、入札に参加する者又はその代理人が立ち会わないときは、入札執行事務に関係ない職員を立ち会わせてこれを行うこととします。

第13 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

なお、無効の入札をした者については、再度の入札に加わることはできません。

- (1) 入札に参加する資格のない者がした入札
- (2) 知事の定める入札条件に違反した入札
- (3) 入札書に記名押印を欠く入札
- (4) 入札書の重要な文字の誤脱等により必要な事項を確認できない入札
- (5) 入札書記載の価格を加除訂正した入札
- (6) 同一入札者がなした2以上の入札
- (7) 入札に際して公正な入札の執行を害する行為をなした者の入札
- (8) 虚偽の申請を行った者の入札

第14 当該入札に関する事務を担当する部署の名称

〒630-8216 奈良市東向南町6番地

奈良県女性センター 企画運営係

電話 0742-27-2300

FAX 0742-22-6729

第15 落札者の決定方法

(1) 当該入札にあっては最低制限価格を設けないので、有効な入札書を提出した者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を落札者とし

ます。入札は2回を限度とします。

- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとします。
- (3) 再度の入札をしても、落札者がいないとき又は落札者が契約を締結しない場合は、随意契約に移行する場合があります。

第16 入札の中止等及びこれによる損害に関する事項

- (1) 天災等やむを得ない理由により入札の執行を行うことができないときは、これを中止します。
- (2) 入札者の連合の疑い、不正不穩行動等をなすことにより入札を公正に執行できないと認められるときは、入札を取り消すことがあります。
- (3) 上記(1)から(2)の場合における損害は入札者の負担とします。

第17 契約書の作成

- (1) 契約書を2通作成し、双方各1通保有することとします。
- (2) 契約書の作成に要する費用はすべて落札者の負担とします。ただし、契約書用紙は交付します。

第18 契約の解除等

- 1 落札決定後、契約締結までの間に、落札者が入札参加資格を失ったとき、入札参加停止を受けたとき、又は下記2(7)各号のいずれかに該当すると認められるときは、契約を締結しません。
- 2 契約締結後、契約の相手方が次のいずれかに該当すると認められるときは、契約を解除することがあります。
 - (1) 契約者が競争入札に関し不正な行為をしたとき。
 - (2) 契約者がその責めに帰する事由により履行期限内又は履行期限後相当の期間内に契約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。
 - (3) 契約者が正当の理由がないのに契約の履行の着手を遅延したとき。
 - (4) 契約者が契約の履行に関し不正の行為をしたとき。
 - (5) 契約者が正当の理由がないのに検査、検収、監督等関係職員の職務の執行を妨げたとき。
 - (6) 契約者が契約事項に違反することにより、その契約の目的を達することができないと認められるとき。
 - (7) 契約者が次のいずれかに該当するとき。
 - ア 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年5月法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。

- イ 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ウ 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - オ 役員等が、暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - カ 本契約に係る下請け契約又は資材、原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）に当たって、その相手方が上記アからオのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - キ 本契約に係る下請契約等に当たって、上記アからオのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（上記カに該当する場合を除く。）において、奈良県が奈良県との契約の相手方に対して当該契約の解除を求め、契約の相手方がこれに従わなかったとき。
 - ク 本契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を発注者に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。
- 3 発注者は、前項に定める場合のほか、契約の履行が終わらない間において特に必要があるときは、契約を解除することができるものとします。

第19 契約に係る損害賠償

- (1) 発注者が第18の規定により契約を解除した場合には、納付した契約保証金は、奈良県に帰属するものとします。
- (2) 上記(1)の場合において、契約者は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除されているときは、契約金額の100分の10に相当する額(契約者が契約保証金の一部を納付しているときはその額から当該納付している額を控除した額)を損害賠償金として納付しなければなりません。
- (3) 契約者が第18の2(1)に該当する場合には、発注者が契約を解除するか否かにかかわらず、契約者は、前項に定める損害賠償金のほか、契約金額の100分の10以上に相当する金額を損害賠償金として納付しなければなりません。ただし、県に損害が生じない場合において発注者が特に認めるときは、この限りではありません。

第21 交付書類一覧

- (1) 入札説明書
- (2) 競争入札参加資格確認申請書兼誓約書（別紙様式1）
- (3) 履行証明書（別紙様式2）

- (4) 履行証明書（別紙様式 2 記入例）
- (5) 入札（契約）保証金免除申請書（別紙様式 3）
- (6) 入札書（別紙様式 4）
- (7) 入札書（別紙様式 4 記入例）
- (8) 委任状（別紙様式 5）
- (9) 委任状（別紙様式 5 記入例）
- (10) 競争入札辞退届
- (11) 入札書封筒の作成例
- (12) 質問書（FAXによる質問用紙）
- (13) 入札（契約）保証金返還請求書兼口座振替依頼書（別紙様式 6）
- (14) 契約書（案）
- (15) 仕様書